

平成 29 年 10 月 27 日

厚生労働省 子ども家庭局
家庭福祉課長 成松 英範 様

全国児童家庭支援センター協議会
会長 小木曾 宏

平成 30 年度 児童家庭支援センターの今後の展望に関する要望書

貴職におかれましては、日頃より社会的養護や児童家庭支援事業へのご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて昨年度、児童家庭支援センター運営補助制度には、突如大きな変更がもたらされました。また本年 8 月には、「社会的養育ビジョン」が拙速に発出され、現在、社会的養護関係者は、混乱と困惑の渦中にあります。

このような情勢にあつて、私たちは、我が国における社会的養育のあり方と児童家庭支援センター事業の今後の展望を踏まえ、以下のとおり要望致します。

- (1) 私たちは、相談件数に応じて、補助金額が毎年細やかに変動するという現行制度に危惧を抱いています。それは（福祉領域において、単に相談件数の多寡で、当該事業運営に要する費用が決定されるとすれば、「量を追うことを優先するあまり、質の低下を招きかねない。」と考えるからです。そこで、すべての児童家庭支援センターに一定金額を基本額として保障した上で、相談件数が 3,000 件、および 5,000 件を超えるセンターには、別途補助金額を加算するなど、よりシンプルな加算制度への変更を要望します。
- (2) 児童家庭支援センターの運営費については、県から国の要綱が示す補助金額が満額支給されていない、年度末に一括交付されるのでその間は借入状態となっているなど、その財政的な脆弱性が多くのセンターから指摘されています。そこでまずは、現行の補助金制度から義務的経費へ変更するよう要望します。さらに、平成 21 年度の職員配置に関する要綱改正を踏まえ、増額を図るよう併せて要望します。
- (3) 今般の社会的養育ビジョンにおいて、児童家庭支援センターの増設が求められています。そこで新設が進むよう、3 年間程度は、相談件数実績に関わらず標準額、ないしは既存センターへの平均補助額を交付するなど、新設施設に対する配慮を求めます。併せて過疎地における地域特性への配慮や過疎地固有の施設機能への理解も求めます。
- (4) 今後、児童虐待・要保護児童対策においては、市町村が設置する子ども家庭総合支援拠点と児童家庭支援センターをはじめとする社会的養護施設とのリンケージ（連携や事業委託）が焦点化されると推察します。しかしこれまでの児童家庭支援センターに関する複数の調査研究からは、センター機関そのものがあまり周知されていないことが明らかとなっています。そこでセンターの行ってきた子ども家庭相談支援事業に関する先進事例集を作成・発行したり、研究機関に調査研究を委託したり、基礎自治体に対し、児童家庭支援センターの活用（連携・委託）を促したり、と、児童家庭支援センターの周知啓発及び有効活用に向けた取り組みを求めます。